

令和2年度 第1回 四国地方整備局事業評価監視委員会の
開催結果（速報）

1. 日 時 : 令和2年9月17日（木）15:00～17:00

2. 会 場 : 高松サンポート合同庁舎北館 13階 災害対策室

3. 出席者

委 員 : 橋本委員長、石原委員、岡村委員、紀伊委員、
倉内委員、中川委員、政岡委員

四国地整 : 局長、次長、次長兼総務部長、企画部長、河川部長
道路部長、営繕部長 他

4. 議事内容

○委員会の進め方について

○再評価（3件）

- ・重信川水系直轄砂防事業
- ・四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東
- ・高知東部自動車道
 - 一般国道55号 高知南国道路
 - 一般国道55号 南国安芸道路
 - 一般国道55号 南国安芸道路（芸西西～安芸西）

○事後評価（1件）

- ・高松地方合同庁舎（Ⅱ期）

5. 審議結果

- 互選により、委員長に橋本委員を選出。
- 委員長代理に、武藤委員を指名。
- 今年度の委員会の進め方及び重点審議・要点審議案件の選定について事務局（案）が了承された。

- 再評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。
 - ・重信川水系直轄砂防事業
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - ・四国横断自動車道 阿南四万十線 阿南～徳島東
「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。
 - ・高知東部自動車道
 - 一般国道55号 高知南国道路
 - 一般国道55号 南国安芸道路
 - 一般国道55号 南国安芸道路（芸西西～安芸西）「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。

- 事後評価対象事業について審議した結果、以下の結論を得た。
 - ・高松地方合同庁舎（Ⅱ期）
「今後の事後評価の必要性はない」、「改善措置の必要性はない」、とする事業者の判断は「妥当」である。

以 上